

令和2年度

『袋井市中小企業等経営力強化支援補助金』

補助金募集要領

事業期間	令和2年4月1日～令和2年12月28日
申請期間	令和2年10月1日～令和3年2月1日
問合せ先	袋井市産業政策課産業労政室 TEL : 0538-44-3136

袋井市中小企業等経営力強化支援補助金の実施概要

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者の経営力の強化を目的に、新型コロナウイルス感染症を起因とする企業活動の課題解決のため、販路開拓や業務効率化等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 補助対象者

以下のすべての条件を満たしているもの

- (1) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者及び財団法人、特定非営利活動法人等で、市内に主たる事業所又は事務所等を有する者

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)		
⑨ 特定非営利活動法人		
⑩ 社会福祉法人		
⑪ 医療法人		
⑫ 宗教法人		

- (2) 袋井市に納税義務があつて、市税を滞納していない者

- (3) 袋井市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者

3 補助対象事業

市内の事業所等で実施した次の事業

(1) 販路開拓に資する事業

- ・新商品、新サービス、新技術の開発等の試作に要する経費
- ・ビジネスモデル転換に係る店舗のリニューアルに要する改装費用
- ・新たにECビジネスを開始するために要する費用
- ・新たにキッチンカー等を購入し、事業を開始するために要する費用 など

(2) 業務効率化に資する事業

- ・紙ベースでの稟議書の決裁を電子化する電子決裁システム等の導入に要する費用
- ・キャッシュレス決済システムの導入に要する費用
- ・少人化のための自動券売機や受付ロボットの導入に要する費用
- ・在庫管理システムや労務管理システム等のソフトウェア導入に要する費用
- ・WEB会議システム導入等に要する費用 など

4 補助対象となる経費

(1) 補助対象経費

下表のうち、販路開拓事業又は、業務効率化事業に資する費用が対象です。

費目	内容	備考
機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入、改良等に要する経費 (例) ・新規ソフトウェア導入に伴うパソコン・タブレットPC及び周辺機器 ・自動券売機、受付ロボット など	新規ソフトウェア導入に伴うパソコン・タブレットPC及び周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・WEBカメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター等）の購入費用も対象
システム導入費	事業の遂行に必要なソフトウェア等の購入に要する経費	
車両購入費	販路開拓のために利用する車両の購入に要する経費	キッチンカー、移動販売車のみを使用する車両に限る
広告宣伝費	事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費（インターネットショッピングモール等への出店を含む。）	
賃借料	事業遂行に必要な車両のレンタル料若しくはリース料として支払われる経費又は会場使用料	
開発費	新商品・新サービス・新技術開発の試作や包装パッケージの試作品の作成に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費	販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は対象外
専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費	
専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費	
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費	自ら実施することが困難な業務に限る

外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費	店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る
その他	上記の他、市長が特に必要と認める経費	

(2) 補助対象外の経費

- ア 事務用品等の消耗品
- イ 消費税及び地方消費税
- ウ 振込手数料や代引き手数料
- エ 特定の政治、選挙活動を目的とする事業に対する経費
- オ 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業に対する経費

(3) 留意事項

- ア 事業の実施により、販路開拓又は業務効率化に寄与したことが明確であること
- イ 対象となる経費は、令和3年2月1日までに支払が完了するものに限ること
- ウ 支出したことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること
- エ 消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては税抜金額を用いること
- オ 補助金対象事業と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業でないこと

5 補助金の額

補助率	補助限度額
補助対象経費の3分の2以内 (千円未満切り捨て)	50万円

6 申請の手続き

(1) 申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年2月1日（月）（当日消印有効）

(2) 申請書類

申請書類	
1	袋井市中小企業等経営力強化支援補助金申請書類確認表
2	中小企業等経営力強化支援補助金交付申請書（様式第1号）
3	申請者の業種、業態が分かる書類 （法人の場合）登記簿謄本（登記事項証明書）の写し （個人の場合）直近の確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書も添付）の写し 又は開業届（所管税務署の受付印があるもの）の写し
4	事業概要書（別紙1） ※袋井商工会議所又は浅羽町商工会の経営指導員に所見を記入してもらってください。
5	事業実績書（別紙2） ※購入した物や事業を実施したことが分かる写真を添付してください。
6	事業収支決算書（別紙3） 下記①～③の支出したことが分かる書類（写し）を添付してください。 ①支払った金額と支払者名が確認できるもの（宛名が記載されている領収書など） ②支払金額の内訳が確認できるもの（契約書、レシートなど） ③支払日が確認できるもの ・現金払い：領収書 ・振込み：振込明細書 ・クレジットカード払い：クレジットカード明細+引き落としが完了したことがわかる通帳の写し
7	請求書（様式第3号） ※日付、請求金額は記入しないでください。
8	振込先口座のわかる通帳等の写し ※振込先口座は申請者ご本人または申請法人の口座に限ります。 （法人の場合は当該法人の口座）
9	その他、袋井市より提出を求められた書類

(3) 申請書類の入手方法

申請書類は袋井市ホームページからダウンロード又は市産業政策課、袋井商工会議所、浅羽町商工会の窓口で入手することができます。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi/>

soshiki/14/03/teate/1598944963434.html（袋井市ホームページ）

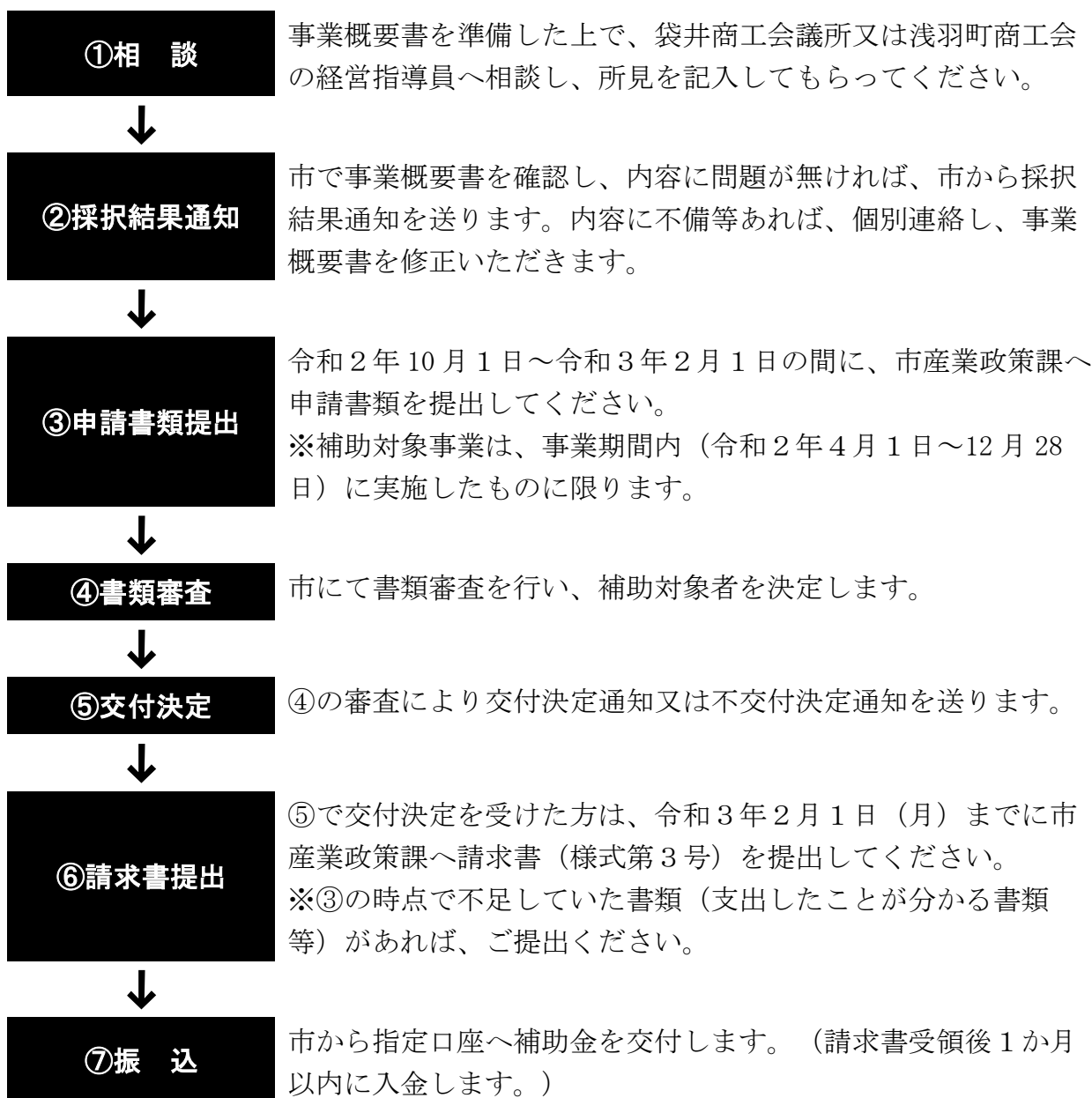


(4) 申請方法

下記へ申請書類を簡易書留・レターパックなど郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

(宛先)	〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所 産業政策課産業労政室 「中小企業等経営力強化支援補助金」受付
------	--

(5) 申請～交付の流れ



7 その他

本補助金を活用した事業者は、市ホームページにて事業者名等を掲載いたします。

8 相談・問合せ先

実施事業の相談先	制度に関する問合せ先
●袋井商工会議所（袋井市高尾 1129-1） TEL:0538-42-6151 FAX:0538-42-9871 ●浅羽町商工会（袋井市浅名 979-1） TEL:0538-23-2440 FAX:0538-23-4879	袋井市産業政策課産業労政室 （袋井市新屋一丁目 1 番地の 1） TEL:0538-44-3136 FAX:0538-44-3179